

# 第1章 滞納整理とは

## 1 滞納整理のあらまし

「滞納整理」という言葉は、法律用語ではなく、租税徴収実務上の用語として用いられているものです。

納税者が、納期限までに地方税を納付しないときは、①督促状、催告書等による納税の催告、②差押え交付要求等の滞納処分、③徴収猶予等の納税の緩和措置、④第二次納税義務の追及等の納税義務の拡張などを行い滞納金を徴収して完結するか、あるいは、滞納処分の執行停止を行うことによりその徴収権を消滅させるかの、いずれかの解決策を講じなければなりません。

滞納整理とは、このような滞納金について行われる一連の事務手続を総称するものです。

このように、滞納整理事務は、有機的に関連づけられた様々な事務から構成されていますが、その基本となる事務は次の二つです。

その一つは、納税のしょうようや質問・検査を行う場合の、滞納者等との面接や交渉の仕事です。

もう一つは、差押え、換価等の滞納処分の執行や私債権との調整等に関する仕事で、法律専門の事務ともいえるものです。

この両者は、相互に関連し合うものですが、通常は、前者が適切に行われることにより、後者の適正かつ円滑な執行が確保されるという関係にあるといえます。

また、この両者を通じて、納税者の生活や事業の状況を確認しておくことが極めて大切です。

☞ 滞納処分とは、地方団体等が自力執行権に基づいて行う租税債権の強制的実現手続を総称したもので、国税徴収法「第5章滞納処分」に規定されている処分をいいますが、狭義では、そのうち交付要求と参加差押えを除いたものを滞納処分と呼んでいます。地方税法では各税目ごとに「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」旨の規定をおいています（法68⑥等）。

## 2 徴税吏員

### (1) 徴税吏員

ここでいう徴税吏員とは、租税の徴収に関する事務に従事する職員のうち、滞納処分に関する職務権限が与えられた者をいいます。

徴税吏員には「徴税吏員証」が交付されます。

徴税吏員は、質問、検査又は捜索を行うときには、常にこの身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、必ずこれを呈示しなければなりません。

徴税吏員の主たる職務は、納税交渉や滞納処分を通じて租税債権の確実な実現を図ることですが、この職務の執行にあたっては、常に納税者間の公平を旨とし、適正かつ確な事務処理を行う必要があります。

### (2) 徴税吏員の心構え

滞納整理の過程において、徴税吏員の相手方となる者は、年齢、職業、性格等が様々に異なっています。また、滞納の発生原因や納付能力、財産保有状況なども異なります。

一方、滞納整理事務の中心的な位置を占める滞納処分は、法律の執行としての行政上の強制徴収手続ですが、その具体的な執行の過程においては、民法や会社法等によって規律された私法秩序とも大きな関わりを有するのが普通です。

このようなことから、徴税吏員には、相手方の状況に応じて柔軟に対応し得る交渉の技法とともに、地方税法や国税徴収法は勿論のこと、民法、会社法、簿記会計等の幅広い知識を身につけることが求められます。

このため、徴税吏員は、関係書籍等により知識等を得るほか、各自が創意工夫を凝らし、積極的に滞納整理事案の解決に取組み、経験を積み重ねることが大切です。

特に、新任の徴税吏員にあっては、職場の先任者や上司等の指導の下に、内容の異なった事案の滞納整理をできるだけ多く経験することが、信頼される徴税吏員となる近道です。

### 3 秘密を守る義務

個人を特定し得る情報を扱う企業、団体、自治体などに対しては、個人情報保護法により適正な取り扱い方法を定めています。一方、地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を守る義務を負っています。これを守秘義務といいます。この守秘義務に反して、秘密を漏らしたり、自己や他人のために利用すると、地方公務員一般の守秘義務違反よりも重い罰則を課されることになっています（法22）。地方税法にこのような厳しい規定が設けられているのは、地方税の賦課徴収に必要な限度を越えた行為等が、納税義務者等の人権侵害になるのでその発生を防止するためです。

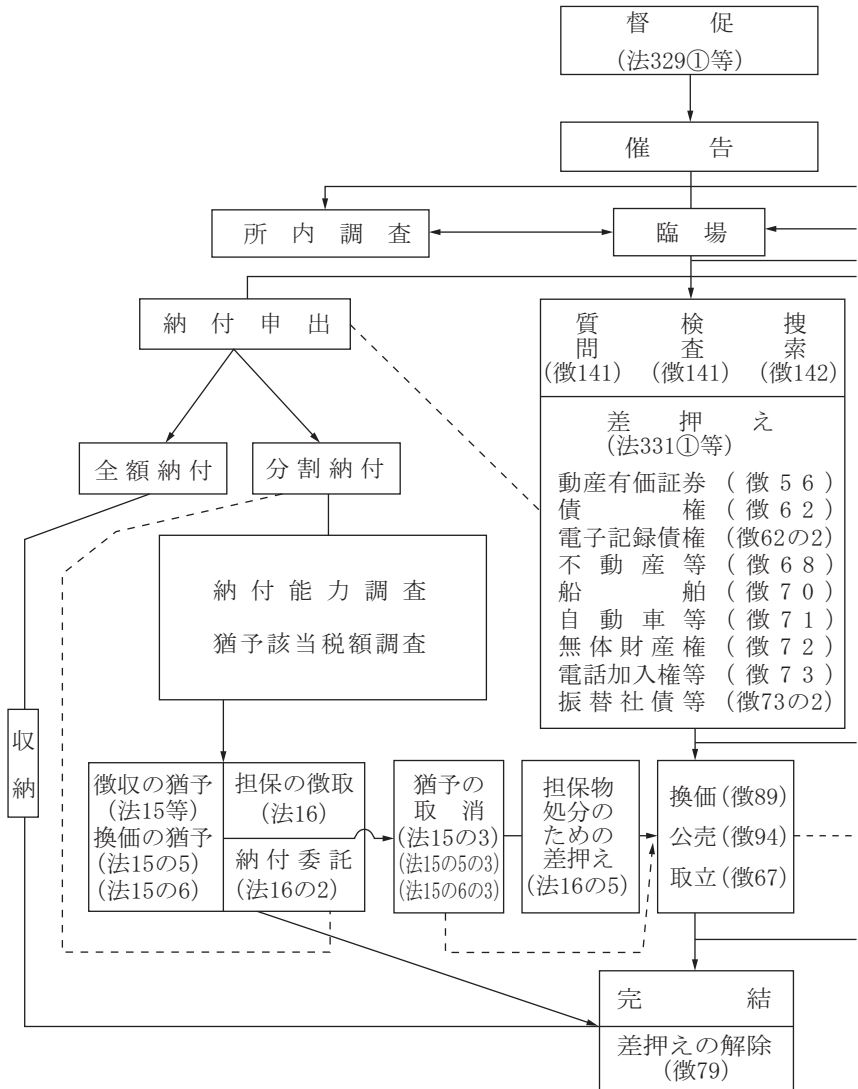
なお、職務に関して知り得た秘密の提示について、それが法令の規定に基づくもので、正当な理由があると認められるものであれば、例外的に守秘義務違反に当たらない場合もあります。例えば、証人または鑑定人等となるため任命権者の許可を得て職務上の事項を発表する場合（地方公務員法34②）、地方自治法100条に基づく議会における証人尋問の場合等がこれに当たります。

☞ 「秘密」とは、一般に知られていない事実で、本人が他人に知られないことについて相当の利益を持っていると客観的に認められている事実のことをいいます。納税義務者等の収入額や所得額、課税標準額、税額等のほか、調査執行に伴って知り得た職業、家族の状況等も「秘密」に含まれる場合があります。

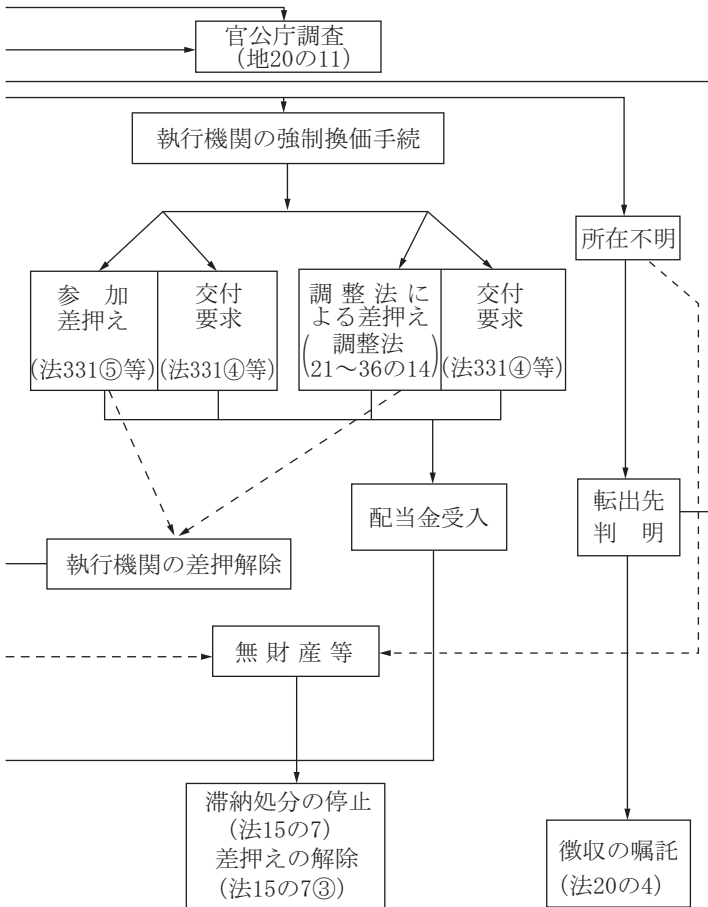
☞ 地方税法第22条で保護しようとする秘密は、納税義務者等の私人の「秘密」であり、地方団体の行政運営上の公の秘密を保護するための措置としては、地方公務員法第34条、第60条及び第62条に規定があります。

☞ 差し押さえた保証金等が第三債務者から支払われなため地方団体が訴えを提起する場合、地方自治法第96条により議会の議決が必要です（都の場合は、3,000万円以上）。この場合、守秘義務との関係で議会への説明範囲が問題となりますが、少なくとも、①滞納の事実（滞納者の氏名、滞納額）、②取立訴訟の必要性（債権の存在、訴訟によらねば徴収が困難であること）の2点は議案説明として必要です。しかし、滞納の詳細な内容や滞納者及び第三債務者に関する詳細な説明は守秘義務に触れるものとして対応することが必要と考えられます（同趣旨判決大阪地裁平成3年10月24日判決）。

滞納整理事務



の流れ



納税交渉、所在調査、財産調査、資料請求（提供）等により総合判断

- ・ 納税義務の承継（法9）
- ・ 連帯納税義務（法10）
- ・ 第二次納税義務（法11）の適用